

原議保存期間30年
(平成55年3月31日まで)

警察庁丙運発第4号
平成25年1月29日
警察庁交通局長

各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第2号)及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則(平成25年国家公安委員会規則第1号)が本日公布され、平成25年9月1日から施行されることとなった。これらの趣旨、内容及び留意事項は、別紙のとおりであるので、円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 「改政府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成25年内閣府令第2号)
- 「旧府令」 : 改政府令による改正前の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- 「新府令」 : 改政府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- 「改正規則」 : 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則(平成25年国家公安委員会規則第1号)
- 「指定規則」 : 改正規則による改正後の指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)
- 「届出規則」 : 改正規則による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)
- 「講習規則」 : 改正規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)
- 「認定規則」 : 改正規則による改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)

第1 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

1 趣旨

平成23年度に警察庁が実施した調査研究において、認知機能検査の運用データ等の分析を行い、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえ、改正を行ったものである。

2 内容

(1) 基準該当者を判定するための認知機能検査の結果の基準の見直し

現在、運転免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けようとする者で更新期間満了日における年齢が75歳以上のものが更新期間満了日前6月以内に受けなければならないこととされている認知機能に関する検査(以下「認知機能検査」という。)は、

- a 認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。
- b 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。
- c 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

という方法により行っているところ、信号無視等の特定の違反(以下「基準行為」という。)があった場合に法第102条第1項から第3項までの規定に基づく臨時適性検査(以下「必要的臨時適性検査」という。)の対象となる者(以下「基準該

当者」という。)を判定するための認知機能検査の結果の基準は、次の式により算出した数値が49未満であることとした(新府令第29条の3第1項関係)。

$$1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A aの方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 1 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、5
- 2 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、4
- 3 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、3
- 4 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2
- 5 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1

B bの方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 1 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値
- 2 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値

C cの方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

- 1 1から12までの数字が描かれている場合には、1(1から12までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。)
- 2 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、1
- 3 1から12までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、1
- 4 2つの針が描かれている場合には、1
- 5 指示された時が表示されている場合には、1
- 6 指示された分が表示されている場合には、1
- 7 指示された時及び分が表示されている場合であって、時針が分針よりも短く描かれているときには、1

(2) チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準の見直し

チャレンジ講習を受けるためには、認知機能検査の結果について(1)に掲げる数式により算出した数値が76以上でなければならないこととした(講習規則第2条第1項関係)。

(3) 経過措置

ア 改正府令附則第2項関係

改正府令の施行前に受けた認知機能検査の結果について、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が36以上である者は、新府令第29条の3第1項の式により算出した数値が49未満である者とみなし、施行後において基準行為

があった場合には基準該当者として必要的臨時適性検査を行うこととした。

他方、改政府令の施行前に受けた認知機能検査の結果について、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が36未満である者は、新府令第29条の3第1項の式により算出した数値が49以上である者とみなし、施行後において基準行為があった場合であっても必要的臨時適性検査は行わないこととした。

イ 改正規則附則第2項関係

講習規則第2条第1項第2号の規定の適用については、改正規則の施行前に受けた認知機能検査の結果について、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が0以下である者は、新府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者とみなし、施行後においても、チャレンジ講習を受けることができることとした。

他方、改正規則の施行前に受けた認知機能検査の結果について、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が0を超える者は、新府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満である者とみなし、施行後においても、チャレンジ講習を受けることはできないこととした。

3 留意事項

(1) 職員に対する教養等の徹底

2の改正内容について、認知機能検査の担当職員及び認知機能検査の実施の委託を受けた者に対する教養及び指導を徹底することにより、誤採点による誤分類の絶無を期すること。

(2) 改正の趣旨についての確実な説明

高齢者等から今回の改正の趣旨に関する問合せを受けた際には、検査結果による分類の精度を向上させるためのものである旨を確実に説明することにより、単に採点基準を厳しくしたものの誤解を与えないようにすること。

第2 運転免許を受けた外国人等の国籍に関する規定の整備

1 趣旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部が平成24年7月9日から施行され、中長期滞在者等である外国人が住民登録を受けることとなるとともに、当該外国人に交付される住民票の写しには、当該外国人の国籍が属する国又は一定の地域（台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区）が国籍等として記載されることとなったことを受け、これらの地域に国籍を有する者の免許証のICチップの記録事項を住民票の写しの記載事項に合わせ、国籍等とすることとするなどの改正を行ったものである。

2 内容

(1) 免許証のICチップに記録する事項等の変更

現在、外国人の免許証のICチップには当該外国人の国籍を記録することとしているところ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国

籍等（以下「国籍等」という。）（ ）を記録することとした（新府令第19条第1項関係）。

また、自動車教習所の設置者（設置者が法人である場合には、その役員）又は管理者が外国人である場合の当該外国人の届出事項を国籍等とした（新府令第31条の5第2項関係）。

住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等とは、国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいい、同地域については、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められている。

(2) その他

(1)の改正に伴う所要の改正を行った（新府令第17条第2項、第20条第2項、第31条の3及び第37条の6並びに別記様式第12、別記様式第15、別記様式第16、別記様式第17、別記様式第17の3、別記様式第18、別記様式第18の2、別記様式第19の3の5、別記様式第19の3の6、別記様式第19の3の8、別記様式第19の4の2、別記様式第20及び別記様式第23、指定規則第2条第2項及び第12条第1項、届出規則第2条第2項及び第6条第1項並びに認定規則第9条第1項関係）。

(3) 経過措置

改正府令の施行前に旧府令の様式により交付された仮運転免許証、出頭命令書及び免許証保管証については、施行後においてもなお有効であることとした（改正府令附則第3項関係）。

3 留意事項

今回の改正により、出入国管理及び難民認定法施行令第1条に規定する地域に国籍を有する者について、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項等の変更届出の義務が生じるものではないが、当該地域に国籍を有する者から免許証のICチップの国籍に関する記録を当該地域に変更するよう求める申出があった場合には、住民票の写しを提出させるなどの方法によりその者が当該地域に国籍を有することを確認した上で、ICチップの記録を変更することとする。